様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　2025　　年　2　月　5　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） たからすたんだーどかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 タカラスタンダード株式会社  （ふりがな） こもり　まさる  （法人の場合）代表者の氏名 小森　大  住所　〒536-8536  大阪府大阪市城東区鴫野東1丁目2番1号  法人番号　5120001015344  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 中期経営計画2026 2. 当社HP-DX戦略-トップメッセージ | | 公表日 | 1. 2024　年　5　月　9　日 2. 2025　年　1　月　31　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 中期経営計画2026 p3 2. 中期経営計画2026 p2 3. 中期経営計画2026 p6   当社WEBサイトにて掲載 <https://www.takara-standard.co.jp/files/ir/other/2025-3_151/2026management_plan_Release.pdf>   1. 当社HP-DX戦略-トップメッセージ   <https://www.takara-standard.co.jp/ir/management_policy_and_strategy/dx/> | | 記載内容抜粋 | 1. 脱炭素の取組やデジタル技術の活用が必要不可欠となる。 2. 「ホーローと共に、光り輝く魅力ある企業へ」 ・独自性を追求し、特別な価値を提供する企業 ・「新たな事業領域」に挑戦し、顧客を創造する企業 ・「働きがい」「生きがい」のある企業 ・社会から「信頼・尊敬」される企業 3. 長期ビジョンの実現に向けて、中期経営計画2026は①収益構造改革、②財務戦略、③サステナビリティ戦略を成長戦略の3つの柱として進める。 4. パートナーの皆様と共に未来を切り拓くため、「中期経営計画2026」の達成に向けてデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進してまいります | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会の承認をもと公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 中期経営計画2026 2. 当社HP-DX戦略-DX基本戦略 | | 公表日 | 1. 2024　年　5　月　9　日 2. 2025　年　1　月　31　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社WEBサイトにて掲載   1. 中期経営計画2026　p7 <https://www.takara-standard.co.jp/files/ir/other/2025-3_151/2026management_plan_Release.pdf> 2. 当社HP-DX戦略-DX基本戦略 <https://www.takara-standard.co.jp/ir/management_policy_and_strategy/dx/> | | 記載内容抜粋 | 1. DXによりサプライチェーン全体の業務を抜本的に見直し、「戦力の最大有効活用」を図ることで、人的生産性の向上、在庫・物流費の削減等を実現 2. 当社はDX戦略の一環として「人的生産性の向上」「在庫・物流費削減」「営業基盤再構築」の3つの主要領域に焦点を当て、人手を解放するスマート発注システムや顧客サービスの充実、SCM体制の構築、顧客接点情報の一元活用を進めます。これにより、業務効率の向上やコスト削減、在庫管理の最適化を実現します。また、DX推進を支える人材育成にも注力し、データ活用基盤の整備を進めます。これにより、持続的な成長と価値提供を実現します。 3. 人的生産性の向上 スマート受発注システム 顧客向けサービスコンテンツの充実 4. 在庫・物流費削減 SFAデータと連携したSCM体制の構築 5. 営業基盤再構築 顧客接点情報の一元的活用 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会の承認をもと公表 |  * 1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. 中期経営計画2026　p14,p16 2. 当社HP-DX戦略-DX推進体制 | | 記載内容抜粋 | 1. P14 人財開発、専門人材育成、研修プログラムの充実　 p16 イノベーションを起こす人財・イノベーションを生み出す組織を実現し、選ばれ続ける会社を目指す 2. DX戦略をはじめとする会社全体のパフォーマンスや収益の最大化を実現するため、「TDX推進本部」を新設しました。戦略構想の設計部隊である構造改革推進部とその構想を実現する情報システム部を連携させ、迅速かつ効果的な意思決定と実行を可能にし、持続的な成長と競争力強化を目指します。 TDX推進本部は、全社一丸となってDX推進を加速し、未来のビジネスチャンスを創出します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. 中期経営計画2026　p14 2. 当社HP-DX戦略-ICT基盤 | | 記載内容抜粋 | 1. 持続可能な成長基盤の構築に向けて成長投資や経営基盤の強化等に資本を積極的に配分するとともに、財務の健全性を維持しながら、株主還元の充実を図る。 ～TDX…デジタル活用による業務改革（人的生産性向上、営業基盤再構築） 2. 当社は、デジタルトランスフォーメーション（DX）戦略の実現に向けて、最新のIT基盤の整備に取り組んでいます。これにより、業務効率の向上とセキュリティの強化を図り、迅速かつ安全なサービス提供を実現します。また、クラウドコンピューティングやAI技術を活用することで、データ分析能力を高め、より高度な意思決定をサポートします。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 中期経営計画2026 | | 公表日 | 2024年　5月　9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社WEBサイトにて掲載  <https://www.takara-standard.co.jp/files/ir/other/2025-3_151/2026management_plan_Release.pdf>  中期経営計画2026　p5、p6、p7 | | 記載内容抜粋 | TDX-(Takarastandard Digital Transformation)によりサプライチェーン全体の業務を抜本的に見直し、「戦力の最大有効活用」を図ることで人的生産性の向上、在庫・物流費の削減、営業基盤の再構築の取組実施により収益力を強化し、財務目標である売上高2,500億、営業利益200億（売上比8％）を目指す。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025　　年　1　月　31　日 | | 発信方法 | 当社HP-DX戦略-トップメッセージ  <https://www.takara-standard.co.jp/ir/management_policy_and_strategy/dx/> | | 発信内容 | タカラスタンダード株式会社は、パートナーの皆様と共に未来を切り拓くため、『中期経営計画2026』の達成に向けてデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進してまいります。特に、DXの本質である『X＝変革』を強く意識し、デジタル技術を駆使して業務プロセスを革新し、サプライチェーンを含む業界全体をより働きやすく、魅力的な場に変えていくことを目指します。 まずは、私たち自身がデータを最大限に活用し、シンプルでわかりやすい一気通貫のオペレーションへと変革を遂げます。これにより、属人化の排除と収益力の向上を実現し、持続可能な成長を目指してまいります。私たちは、この変革の道を進むにあたり、確固たる意志のもと全社一丸となってこの変革を成し遂げ、パートナーの皆様と共に新たな価値を創造してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024　年　6　月頃　～　2024　年　8　月頃 | | 実施内容 | IPA　DX推進指標による自己分析、結果入力を実施した |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2017　年　4　月頃　～　　継続実施中 | | 実施内容 | J-SOXに基づくIT全般統制の一環として、情報セキュリティ管理に関して毎年、内部監査と外部監査を通じて、業務運営が適正に行われていることを確認しています  さらに、サイバーセキュリティリスク対策として、次世代FW（2017年4月～継続）やSASE（2023年12月～継続）を  導入し、多層防御の仕組みを強化、アクセスログや通信ログの監視検知体制を整備し、運用しております。社外公開システムについてはシステム更新都度、脆弱性をチェックしており、外部の専門ベンダーと連携しながら、SOCによる監視体制を維持強化しております（2023年12月～継続）  また、セキュリティインシデントに備えた対応方針・フローも整備し、万が一の事態にも迅速に対応できる体制を構築しています |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。